九十八　国立研究開発法人森林総合研究所
九十九　国立研究開発法人水産総合研究センター
百　国立研究開発法人土木研究所
百一　国立研究開発法人建築研究所
百二　国立研究開発法人港湾空港技術研究所

（電波法施行令の一部改正）

第三十一条　電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二号及び第三号を次のように改める。

二　国立研究開発法人防災科学技術研究所
三　国立研究開発法人放射線医学総合研究所

第十五条第八号及び第九号を次のように改める。

八　国立研究開発法人農業環境技術研究所
九　国立研究開発法人産業技術総合研究所

第十五条第十一号及び第十二号を次のように改める。

十一　国立研究開発法人土木研究所
十二　国立研究開発法人建築研究所

第十五条第十四号から第十六号までを次のように改める。

十四　国立研究開発法人海上技術安全研究所
十五　国立研究開発法人港湾空港技術研究所
十六　国立研究開発法人電子航法研究所

第十五条第二十二号を次のように改める。

二十二　国立研究開発法人国立国際医療研究センター

（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令の一部改正）

第三十二条　独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十四年政令第百九十九号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項第四号イを次のように改める。

イ　次に掲げる独立行政法人等の区分に応じ、それぞれ次に定める業務の実績等に係る評価の結果に関する情報

(1)　独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する中期目標管理法人　同法第三十二条第一項の規定に基づく同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に係る評価の結果のうち直近のもの並びに同項の規定に基づく同項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に係る評価の結果及び同項の規定に基づく同項第三号に規定する中期目標の期間における業務の実績に係る評価の結果のうち直近のもの

(2)　独立行政法人通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人　同法第三十五条の六第一項の規定に基づく同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に係る評価の結果のうち直近のもの並びに同項の規定に基づく同項第二号に規定する中長期目標の期間における業務の実績に係る評価の結果及び同項の規定に基づく同項第三号に規定する中期目標の期間における業務の実績に係る評価の結果のうち直近のもの

(3)　独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人　同法第三十五条の十一第一項の規定に基づく評価の結果のうち直近のもの及び同条第二項の規定に基づく評価の結果のうち直近のもの

(4)　国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第五項に規定する国立大学法人等　同法第三十一条の二第一項の規定に基づく同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に係る評価の結果のうち直近のもの並びに同項の規定に基づく同項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に係る評価の結果及び同項の規定に基づく同項第三号に規定する中期目標の期間における業務の実績に係る評価の結果のうち直近のもの

(5)　総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センター　同法第四十一条の二第一項の規定に基づく同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に係る評価の結果のうち直近のもの並びに同項の規定に基づく同項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に係る評価の結果及び同項の規定に基づく同項第三号に規定する中期目標の期間における業務の実績に係る評価の結果のうち直近のもの

（電波法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第三十三条　電波法施行令の一部を改正する政令（平成十五年政令第三百六十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項第一号中「独立行政法人宇宙航空研究開発機構」を「国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「独立行政法人水産総合研究センター」を「国立研究開発法人水産総合研究センター」に改め、同号を同項第二号とする。

（独立行政法人情報通信研究機構法施行令の一部改正）

第三十四条　独立行政法人情報通信研究機構法施行令（平成十六年政令第十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人情報通信研究機構法施行令

第一条中「独立行政法人情報通信研究機構法（」を「国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号。」に改める。

第二条第一項中「独立行政法人情報通信研究機構」を「国立研究開発法人情報通信研究機構」に、「第二十九条第二項第一号」を「第三十五条の四第二項第一号」に、「中期目標の期間」を「中長期目標の期間」に改め、同条第二項中「中期目標の期間」を「中長期目標の期間」に改める。

（消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第十条第一項の規定による国家公務員の消防団員との兼職等に係る職務専念義務の免除に関する政令の一部改正）

第三十五条　消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第十条第一項の規定による国家公務員の消防団員との兼職等に係る職務専念義務の免除に関する政令（平成二十六年政令第二百六号）の一部を次のように改正する。

第一項中「第二条第二項」を「第二条第四項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第六節　法務省関係

（独立行政法人等登記令の一部改正）

第三十六条　独立行政法人等登記令（昭和三十九年政令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二項中「独立行政法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林総合研究所」に改める。

（司法書士法施行令の一部改正）

第三十七条　司法書士法施行令（昭和五十三年政令第三百七十九号）の一部を次のように改正する。

附則第四項の見出しを「（国立研究開発法人森林総合研究所に関する特例）」に改め、同項中「独立行政法人森林総合研究所法」を「国立研究開発法人森林総合研究所法」に、「独立行政法人森林総合研究所が」を「国立研究開発法人森林総合研究所が」に、「独立行政法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林総合研究所」に改める。

（土地家屋調査士法施行令の一部改正）

第三十八条　土地家屋調査士法施行令（昭和五十四年政令第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

附則第四項の見出しを「（国立研究開発法人森林総合研究所に関する特例）」に改め、同項中「独立行政法人森林総合研究所法」を「国立研究開発法人森林総合研究所法」に、「独立行政法人森林総合研究所が」を「国立研究開発法人森林総合研究所が」に、「独立行政法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林総合研究所」に改める。